

議案第 32 号

平成 23 年度生駒市病院事業会計暫定予算

(総則)

第 1 条 平成 23 年度生駒市病院事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主要な建設改良事業

病院施設実施設計及び工事監理業務

(資本的収入及び支出)

第 3 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 資本的収入	118,598 千円
第 1 項 企業債	112,300 千円
第 2 項 他会計からの長期借入金	6,298 千円

支 出

第 1 款 資本的支出	118,598 千円
第 1 項 建設改良費	118,598 千円

(企業債)

第 4 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院建設事業	千円 112,300	証書借入又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、112,300千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,162千円

平成23年3月30日提出

生駒市長 山下 真